

令和7年4月1日

佐賀市立巨勢小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立巨勢小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人格や身体を傷つけ、時として生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、教育を受ける権利を著しく侵害し、健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な人権問題として、決して許されるものではない。そこで、本校のいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、学校や教職員の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定め実践することで、いじめのない明るい学校づくりを推進していくようここに決意する。

1. 基本的な考え方

- ・いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうるものである。
- ・いじめは、児童の人格や尊厳を踏みにじる、決して許されない行為である。
- ・教職員および児童や保護者が一体となって、日頃からいじめの根絶に向けての取組を進める。
- ・もしいじめを覚知・認知した場合は、早期に委員会や対策会議を招集し、事実確認を行うとともに、問題解決に向けての具体的な方策を検討し実践する。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 関係者の責務（いじめ防止対策推進法 第8、9条）

学校及び学校の教職員は、在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

4. いじめ防止に向けた取組

…PDCAサイクルを意識し評価と改善に取り組む

（1）いじめの予防と早期発見

① 実態の把握と情報の共有

本校では、毎月初めに実施している「いまのきもちカード」を使っていじめアンケートを実施している。その結果を、担任は担当教諭に報告し、場合によっては校内委員会を開いて事実確認を行うなどの共通理解を行い、いじめの拡大を防ぐ取組につないでいる。

担任は、日々の児童との対話や観察を重視し、級外職員も児童の変化に気づくよう留意し、些細なことでも担任に逐次情報を提供していく。

② 道徳教育の充実

道徳の授業（ふれあい道徳を含む）による指導はもちろん、学校生活全般において道徳教育を実践していくという視点から、いじめを憎み友達を大切にしていこうとする心情や態度を育てる基盤として、道徳教育の充実を図っていく。いじめを扱った読み物資料やデジタル教材も多いことから、これらを積極的に活用していくよう配慮する。

③ 人権・同和教育の充実

いじめ調査をリードする人権・同和教育担当者や児童生徒支援教員などを中心に、校内の人権・同和教育の現状や取組について見直しと改善を行う。児童一人ひとりの人権が大切にされ、思いやりの言葉が響く学校となるよう、日頃から具体的な実践を積み重ねる。

④ 生徒指導の強化

いじめは、教師の目の届かないところや学校外でも起こりうる可能性があるため、規範意識を高める指導や規則正しい学校生活をおくる指導を、意図的・継続的に行っていく必要がある。生徒指導担当を中心に、生徒指導部での協議や毎月の生徒指導協議会での共通理解など、いじめを未然に防ぐ取組の強化を図っていく。

ネットいじめに対しても、携帯電話やインターネットへのアクセスについて、児童の実態を把握し、PTAとも協力しながら情報モラルの指導を行う必要がある。

また、毎月1日を「いじめ命を考える日」設定し、全校でいじめについて考え、いじめを生まない雰囲気を醸成している。

⑤ 学校環境の工夫

いじめ0の約束「レインボー作戦」を教室ほか各所に掲示し、「いじめを許さない」というメッセージを強く発信する学校環境をつくる。人権・同和教育を啓発するポスターや、「ぽかぽか言葉」のようなより良い学校に向かうためのメッセージを掲示し、いじめを生まない学校環境づくりを進める。

⑥ 保護者や地域への啓発

いじめを未然に防ぐための取組には、保護者の理解と協力が欠かせない。学校はことあるごとに、保護者に対して協力の要請や情報の提供を行っていく必要がある。年2回のいじめアンケートの結果については、保護者にも情報を明らかにし学校の実態と取組について説明していくと共に、HPにその内容を掲載する。

（2）いじめが発生したときの対応

① 事実関係の把握

いじめの事実が発覚したら、すみやかに複数の職員でチームを作り、事実関係を調査する。いじめの事実について、当事者や周囲にいた児童からも詳しく話を聞いて、時系列に詳細な記録をとる。聞き取りを行うときは、当事者を別室で面接したり複数の教師でいねいに聞き取ったりするなど、いじめを受けた児童の心情に配慮する。

② 覚知から認知へ

いじめの全体像がはっきりしたら、校内委員会を早期に招集していじめの実態を共有する。その上で、覚知から認知への移行や保護者への説明、関係機関への第1報など解決に

向けての手順を整理する。特に重大だと思われる事案については、拡大委員会の招集や保護者説明会の実施など必要な措置をとるよう準備する。

③ 早期の初期対応

校内委員会での議論を経て、チーム体制による早期の初期対応を行う。初期対応の是非が、その後の事態の収束につながることを肝に銘じ、保護者への状況説明や児童の心のケアなどを行う。カウンセラーの要請が必要な場合は、教育委員会を通じて相談する。

④ 事後対応

一つのいじめ事案を次につなぎ、二度と同じような苦しみを味わう児童が出ないようにする事後対応は、重要なテーマである。事案が収束した段階で、いじめ対策委員会や生徒指導協議会に取組の結果を報告し、取組の効果や今後の課題などを協議するとともに市教委への報告を行う。また、それら解決に向けたプロセスの中で、教訓として学んだことなどは、保護者や地域の方にも具体的に示し協力や支援を受けるようにする。

5. 校内組織

巨勢小学校では、いじめ防止対策推進法 22・23・28 条に則り、以下の組織を設置し対応する。

(1) いじめ事案対応のフロー

① いじめの調査、発見、報告（定期：月初め 6月・11月は重点）

組 織	メンバー等	役 割
いじめ調査委員会	◇調査担当 ◇教育相談担当 ◇各担任	・毎月のアンケート ・観察と聞き取り ・情報の集約、報告

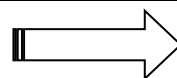
覚 知



② 覚知した事案の検討（随時）

組 織	メンバー等	役 割
いじめ防止対策委員会 校内委員会	◇校長、教頭、指導教諭 ◇いじめ調査担当 ◇生徒指導担当 ◇教育相談担当 ◇該当担任	・調査結果の報告と分析 ・事実関係の調査 ・認知確認

認 知



市・県教委へ第1報

教頭 23 条の 3

③ 認知事案の報告と対応協議（随時）

組 織	メンバー等	役 割
22 条 いじめ防止対策委員会 拡大委員会	○PTA より役員 ○学校評議員 ○スクールカウンセラー ◇校長、教頭（事務局） 指導教諭、教育相談担当	・ 認知事案の報告 ・ 学校調査の検証 ・ 対応策の協議 ※必要に応じては関係機関 への協力要請

市・県教委へ第 2 報

教頭 23 条の 3

（2）本校のいじめ防止について協議する機関（常設・・・7 月と 2 月に開催）

組 織	メンバー等	役 割
22 条 いじめ防止対策委員会 拡大委員会	○PTA より役員 1 名 ○学校評議員 1 名 ○スクールカウンセラー ◇校長、教頭（事務局） 指導教諭、教育相談担当	・ 基本方針策定 ・ 年間計画づくり ・ 状況把握と改善

（3）事後対応と児童へのケア（随時）

いじめ防止対策推進法	対策等
23 条の 3 いじめの解消と再発防止	◇全校集会と学級担任の指導
23 条の 4 児童が安心して教育を受けられる措置	◇学級での対応、カウンセラーの紹介
23 条の 5 加害・被害保護者の情報共有	◇保護者説明、対応の協議
23 条の 6 警察や関係機関との連携	◇悪質な事案、触法への対応

（※）重大事案への対応

①校内委員会 → ②拡大委員会 → ③市いじめ・体罰対策本部

22 条委員会

22 条委員会

→ ④28 条委員会 → ⑤市長への報告

市教委開催の委員会